

月／日 (曜日)	担当事務所名 担当課名	電話番号	発表者名 (担当課長名)	その他 配付先
7/24 (月) 10:00	東播磨県民局 加古川土木事務所 建設業課	ダイヤルイン 079-421-9231	まちづくり参事 松尾 成史 (建設業課長 丸山 一徳)	—

宅地建物取引業者に対する監督処分について

有限会社加陽の宅地建物取引業法（以下「法」という。）違反について、兵庫県東播磨県民局は、令和5年7月18日、同社に対し、法に基づく監督処分を行いました。

記

1 処分内容

法第65条第2項第2号の規定に基づく業務停止

(1) 業務停止期間

令和5年8月8日から令和5年9月13日まで（37日間）

(2) 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務

2 処分理由

(1) 法第34条の2第1項違反

被処分者は、平成31年2月15日に締結された土地売買契約の媒介において、依頼者である買主に媒介契約書を交付しなかった。このことは、法第34条の2第1項の規定に違反する。

(2) 法第35条第1項違反

被処分者は、(1)の土地売買契約の媒介において、依頼者である買主に重要事項説明書を交付しなかった。このことは、法第35条第1項の規定に違反する。

(参考) 有限会社加陽

取締役 大西 宏

本店所在地：加古川市平岡町高畑519番地の17

免許証番号：兵庫県知事（9）第400543号